

# 入札公告（電子入札）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年6月12日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 東尾 具紀

## 1 調達内容

- (1) 件名 大久保宿舍解体工事監理業務
- (2) 業務内容 宿舍建物及び工作物の解体及び撤去工事にかかる監理業務  
詳細は、大久保宿舍解体工事監理業務仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の翌日 から 令和9年3月26日まで
- (4) 業務対象場所 大久保宿舍  
明石市大久保町谷八木1191-51, 53  
1号棟 昭和42年築 RC-4 建築面積285㎡  
2号棟 昭和45年築 RC-4 建築面積107㎡  
その他、自転車置き場等
- (5) 本業務は資料提出、入札等を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたいものは、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度厚生労働省競争参加資格（測量・建設コンサルタント等業務）において、近畿地域「建築関係建設コンサルタント業務」に係る「B」又は「C」等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として厚生労働省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
  - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
  - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (8) 平成28年度以降に管理技術者及び主任担当技術者が6（2）(a)⑤及び(c)④に示す監理業務実績を有すること。
- (9) 管理技術者（※1）は一級建築士であること。
- (10) 管理技術者は、10年以上の監理の実務経験相当の能力を有すること。
- (11) 各工事分野（建築、電気設備、機械設備）に主任担当技術者（※2）を配置すること。なお、各分野は同一技術者による兼任を可能とする。また、本業務の実施にあたっては、石綿に関する知識を有する者を配置又は関与させること。
- (12) 管理技術者及び各主任担当技術者は兼任を可能とする。
- (13) 各主任担当技術者は、5年以上の実務経験相当の能力を有すること。
- (14) 管理技術者及び主たる分担担当分野（※3）の主任担当技術者は、競争参加資格確認資料の提出者の組織に所属していること。
- (15) 建築及び電気設備の各分野において、競争参加資格確認資料の提出者又は協力事務所が、他の競争参加資格確認資料の提出者の協力事務所となっていないこと。
- (16) 再委託先である協力事務所が近畿地域の測量・建設コンサルタント等業務等一般競争参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止期間中でないこと。
- (17) 近畿圏内に営業拠点を有すること。
- (18) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12条）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選定された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又

はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(19) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。

ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(20) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

※1 「管理技術者」とは、「解体工事監理業務委託契約書」第9条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 分担業務分野の分類は下記による。なお、競争参加資格確認資料の提出においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合「新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者等」（別記様式5）に従い当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。

ただし、この場合において当該分野の主任担当技術者は「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしていなければならない。

なお、下記の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項において示される「設計の種類」における「総合」に対応する工事監理
設備	「電気設備」に係わるもの
設備	「給排水衛生設備」に係わるもの

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所、問い合わせ先

〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14F

兵庫労働局 総務部総務課会計第四係 担当 村山

電話：078-367-9176

電子メール：murayama-hiraku@mhlw.go.jp

#### (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

本公告の日から**令和8年6月26日午後5時00分まで**、上記3（1）の場所（閉庁日を除く）及び兵庫労働局ウェブページ上にて交付する。

#### (3) 競争参加資格確認関係書類の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：**令和8年6月26日午後5時00分まで**

提出方法：\*紙入札の場合は、封入したものを兵庫労働局総務部総務課会計第四係まで郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）により提出すること。提出期限までに到着しなかった場合は無効とする。

#### (4) 入札書の提出期限等

提出期限：**令和8年6月26日午後5時00分まで**

提出方法：電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は3（1）まで郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）により提出すること。

#### (5) 開札の日時及び場所

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金はどちらも免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、競争参加資格確認関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(8) 本案件は提出資料、入札を電子調達システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(9) 競争への参加を希望する者は、「誓約書」(添付様式6)及び「役員等名簿」(添付様式7)を上記3(3)の競争参加資格確認関係書類を提出する際に、併せて提出すること。

(10) 担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。

契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

(11) 詳細は入札説明書による。

# 入札説明書

入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、必ず下記アドレス宛に以下の内容をメールしてください。仕様等の急な変更を連絡する際に使用します。

**【送信先】**

兵庫労働局総務部総務課会計第四係 村山 宛  
電子メール: murayama-hiraku@mhlw.go.jp

**【送信内容】**

- ① 入札件名：「大久保宿舍解体工事監理業務」契約
- ② 受領日（ダウンロード日）
- ③ 会社名、担当者名
- ④ 担当者メールアドレス、電話番号

## 兵 庫 労 働 局

兵庫労働局の「大久保宿舍解体工事監理業務」に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年6月12日

## 2 契約担当官等

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 東尾 具紀  
兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14F

## 3 業務の概要

### (1) 業務内容

本業務は、大久保宿舍解体工事の監理等業務を行うものである。(地中埋設物撤去状況の確認及びアスベスト含有建材に関する法令遵守状況の確認を含む。)

詳細は別添の大久保宿舍解体工事監理業務仕様書による。

### (2) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の翌日 から 令和9年3月26日まで

### (3) 電子調達システム対象業務

本業務は、資料の提出等を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたいものは、「電子調達案件の紙入札方式での参加について」(添付様式1)を提出すること。

以下、本入札説明書において紙入札方式による場合の記述は、全て上記の様式を発注者に提出したことを前提として行われるものである。

### (4) その他

本業務の契約書(案)は別添のとおりである。

## 4 入札参加者に要求される資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7・8年度厚生労働省競争参加資格(測量・建設コンサルタント等業務)において、近畿地域「建築関係建設コンサルタント業務」に係る「B」又は「C」等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再

- 生手続開始の申立てがなされている者（（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４）厚生労働省から指名停止を受けている期間中でないこと。
  - （５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として厚生労働省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - （６）次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。
    - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
    - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
  - （７）建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
  - （８）平成２８年度以降に管理技術者及び主任担当技術者が６（２）（ａ）⑤及び（ｃ）④に示す監理業務実績を有すること。
  - （９）管理技術者（※１）は一級建築士であること。
  - （１０）管理技術者は、１０年以上の監理の実務経験相当の能力を有すること。
  - （１１）各工事分野（建築、電気設備、機械設備）に主任担当技術者（※２）を配置すること。なお、各分野は同一技術者による兼任を可能とする。また、本業務の実施にあたっては、石綿に関する知識を有する者を配置又は関与させること。
  - （１２）管理技術者及び各主任担当技術者は兼任を可能とする。
  - （１３）各主任担当技術者は、５年以上の実務経験相当の能力を有すること。
  - （１４）管理技術者及び主たる分担担当分野（※３）の主任担当技術者は、競争参加資格確認資料の提出者の組織に所属していること。
  - （１５）建築及び電気設備の各分野において、競争参加資格確認資料の提出者又は協力事務所が、他の競争参加資格確認資料の提出者の協力事務所となっていないこと。
  - （１６）再委託先である協力事務所が近畿地域の測量・建設コンサルタント等業務等一般競争参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止期間中でないこと。
  - （１７）近畿圏内に営業拠点を有すること。
  - （１８）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- （ア）子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

- （イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行

規則（平成18年法務省令第12条）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア） 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役員）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（イ） 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選定された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

（ウ） 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(19) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。

ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(20) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

※1 「管理技術者」とは、「解体工事監理業務委託契約書」第9条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 分担業務分野の分類は下記による。なお、競争参加資格確認資料の提出においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合「新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者等」（別記様式5）に従い当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。

ただし、この場合において当該分野の主任担当技術者は「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしていなければならない。

なお、下記の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項において示される「設計の種類」における「総合」に対応する工事監理
設備	「電気設備」に係わるもの
設備	「給排水衛生設備」に係わるもの

## 5 担当部局

〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14F

兵庫労働局 総務部総務課会計第四係 担当 村山

電話：078-367-9176

電子メール：murayama-hiraku@mhlw.go.jp

## 6 競争参加資格確認資料の作成及び記載上の留意事項

### (1) 競争参加資格確認資料の作成要領

競争参加資格確認資料の様式は、別記様式1～6（A4判）及び添付様式5～7（A4判）に示されるとおりとする。

### (2) 競争参加資格確認資料の作成及び記載上の留意事項

#### (a) 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（別記様式2、別記様式3）

管理技術者（別記様式2）、記載を求める各主任担当技術者（別記様式3）について、下に従い記載する。

##### ① 氏名

技術者の氏名を記載する。

##### ② 生年月日

技術者の生年月日及び年齢（提出時現在）を記載する。

##### ③ 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載する。

##### ④ 保有資格等

技術者の保有する当該分野の資格及び当該分野での実務経験年数を記載する。

##### ⑤ 平成28年4月以降の類似業務の実績

該当する業務実績について、以下の項目を記載する。

- ・業務名称及びPUBDIS（※）登録の有無。（有又は無のどちらかに○をつける。有の場合は当該業務を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」。）
- ・発注者（再委託を受けた業務の場合、契約相手方を記載し、（）内に事業主を記載する。）
- ・受注形態（単独又は共同体のうちどちらかに○をつける。共同体の場合は他の構成員を（）内に記載すること。）
- ・業務概要（対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて分担業務分野及び携わった立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。）
- ・施設完成年月

※PUBDISとは、（社）公共建築協会の「公共建築設計者情報システム」のことをいう。

記載する件数は3件までとするが、類似業務の実績が3件に満たない場合は実績のある類似業務のみを記載して後は空欄とする。なお、記載した業務については契約書の写しを提出すること。

「平成28年4月以降に契約履行が完了した類似業務の実績」とは、以下の(ア)、(イ)すべての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

(ア) 平成28年4月以降に完成した施設の工事監理業務実績

(イ) 本業務において担当する分担業務分野での工事監理業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）

#### ⑥ 手持業務の状況

提出日現在における手持ちの設計業務及び工事監理業務（特定後又は入札後未契約の業務を含む。）について、以下の項目を記載する。

- ・業務名
- ・発注者（再委託を受けている業務の場合、契約相手方を記載し、（）内に事業主を記載する。）
- ・受注形態（単独又は共同体のうちいずれかに○をつける。共同体の場合は他の構成員を（）内に記載すること。）
- ・業務概要（対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて携わっている分担業務分野及び立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。）
- ・履行期間

#### (b) 協力事務所の名称等（別記様式4）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入すること。（主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入すること。）

#### (c) 新たな分担業務分野の追加（別記様式5）

競争参加資格確認資料の提出者において新たな分担業務分野を追加する場合は、下記項目を様式に従い記入すること。

- ① 新たに追加する分担業務分野
- ② 新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容
- ③ 分担業務分野を追加する理由
- ④ 主任担当技術者の経験及び能力

(a) の説明に同じ。「平成28年4月以降の当該分野における業務の実績」については、該当する業務のうち、最新のものを記載（3件以内）すること。

また、「施設等概要及び担当した分担業務分野の内容」には、当該施設概要及び業務内容を具体的に記載すること。

- (d) 担当技術者の経歴等（別記様式6）  
担当技術者を設ける場合は記載すること。

- (3) その他提出資料
- (a) 資格審査結果通知書の写し
  - (b) 「競争参加資格等に係る申立書」（添付様式5）
  - (c) 「誓約書」（添付様式6）
  - (d) 「役員等名簿」（添付様式7）
  - (e) 必要に応じて「委任状」（添付様式3）
  - (f) 紙入札方式による場合は、「電子調達案件の紙入札方式での参加について」（添付様式1）
- (4) 競争参加資格確認資料の無効  
提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合（PUBDIS に虚偽のデータを登録している場合を含む。）は無効とすることがある。

## 7 競争参加資格確認資料の提出方法、提出先及び提出期限

### (1) 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし紙入札方式による場合は5まで1部を郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。受領期限までに必着のこと。）、電送もしくは電子メールで提出すること。ただし、電送又は電子メールの場合は、着信を確認すること。なお、電子メールで提出する場合は以下による。これ以外での提出は無効とする。

- ・使用可能なソフトは以下のとおり。

Microsoft Office Word

- ・ファイル総量は5メガバイト以内とすること。
- ・プリントアウト時にA4判で規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお送信された書類のプリントアウトは白黒印刷で、複製を作成する場合は白黒複写で行う。

### (2) 提出先

上記5に同じ

### (3) 提出期間

令和8年6月12日午前9時から令和8年6月26日午後5時まで

## 8 説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は「質問書」（添付様式8）を電子メールにより提出すること。

ア 質問の受付担当部局

上記5に同じ。

イ 質問の受付期間

令和8年6月12日午前9時から令和8年6月22日午後5時まで

(2) 質問に対する回答は、令和8年6月24日までに電子メールにより行う。

## 9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加者として指名されなかった者に対しては、その旨と理由を電子調達システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合は書面をもって、支出負担行為担当官から通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に電子調達システムにより、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた者に対する理由について説明を求めることができる。ただし、書面により通知を受けた者は、書面(様式自由)を郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は託送することにより提出することとし、電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、電子調達システムにより行う。ただし、書面により提出された者に対しては書面により行う。

(4) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

ア 受付場所

上記5に同じ。

イ 受付時間

午前9時00分から午後5時00分まで。

## 10 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

(1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。ただし、国の支払の原因となる契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者を落札者とすることがある。

(2) 上記において、落札者となるべき者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

## 11 入札及び開札の日時及び場所

### (1) 締切日時

ア 電子調達システムによる場合 令和8年6月26日午後5時まで

イ 紙入札方式により郵送する場合 アに同じ(必着)

(2) 開札日時 令和8年6月29日 午後1時00分

(3) 開札場所 神戸市中央区東川崎町1-1-3

神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局 総務課会議室

## 12 入札方法等

(1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合、入札書を郵送(書留等配達記録が残るものに限る。提出期限内必着)することもできる。但し、電送(ファクシミリ)による入札は認めない。

紙入札方式による場合、提出期限までに到着するよう、余裕をもって郵送し、5の担当者あて電話で受領確認をすること。

紙入札方式による場合、「入札書(紙入札方式)」(添付様式2)を使用することとし、任意の封筒に入れ封緘すること。

封皮には、**黒書**にて氏名(法人の場合はその名称)、宛名(支出負担行為担当官兵庫労働局総務部長殿と記載)、**朱書**にて「令和8年6月29日開札 大久保宿舎解体工事監理業務 入札書在中」と記載すること。

また、再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に再度入札用として第2回目の入札書を併せて提出することができる。この場合、それぞれの入札書は別封筒に入れ、上記必要事項の他、何回目の入札書であるかを必ず明記すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。また、代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

(5) 入札参加申請手続後に辞退する場合は、電話連絡のうえ、電子調達システム上にて辞退手続を行うこと。ただし、紙入札方式による場合、「辞退届」(添付様式4)を提出すること。

### 13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

### 14 開札

#### (1) 電子調達システムによる入札

電子調達システムにより入札を行う場合は、入札者による立ち合いは不要であるが、入札者は開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

#### (2) 紙による入札

紙により入札を行う場合、入札参加者が立ち合わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせることにする。その場合、開札結果については、電子メールや電話等で通知する。

また、再度入札を行うこととなった場合で、再度入札用として第2回目の入札書の提出がなかった紙入札方式による入札参加者は、再度入札を辞退したものとして取り扱われる。

### 15 入札の無効

手続開始の公示に示した競争参加資格に必要な要件のない者のした入札、競争参加資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札の時に指名停止を受けている者、その他開札の時に上記4に掲げる資格のない者は、競争参加資格に必要な要件のない者に該当する。

### 16 手続きにおける交渉の有無

無。

### 17 契約書作成の要否等

要。別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

### 18 支払い条件

前金払及び部分払いはしない。

### 19 関連情報を入手するための照会窓口

(1) 上記5に同じ。

(2) 「営繕工事特記仕様書」及び対象工事の「設計図書」を必要とする場合は、「工事仕様書交付申請書」（添付様式9）により、上記5へ申請（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。その際、返信用の封筒（書留料金を含む切手を貼付、「不足分受

取人払」と付記。)を同封すること。

## 20 その他

(1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 4(2)に掲げる認定を受けていない者も競争参加資格確認資料を提出することができるが、その者が入札参加者として選定された場合であっても、入札に参加するためには、入札時において当該資格の認定を受けていなければならない。

(3) 本業務を受注した建設コンサルタント(再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。)及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次のア又はイに該当することをいう。

ア 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。

イ 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

(4) 競争参加資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 競争参加資格確認資料に虚偽の記載をした場合(PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。)には、競争参加資格確認資料を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

(6) 競争参加資格確認資料の提出後において、原則として競争参加資格確認資料に記載された内容の変更を認めない。また、競争参加資格確認資料に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない、ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(7) 本件入札において提出した資料等については、「情報公開法」による開示等の対象となる場合がある。

また、「公共調達適正化について(平成18年8月25日付 財計第2017号)」に基づく競争入札に係る情報(落札者名、業務委託料等)の公表を兵庫労働局ウェブページにて行う。

(8) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

- |                   |   |
|-------------------|---|
| ① 調達ポータルURL       | <a href="https://www.p-portal.go.jp/">https://www.p-portal.go.jp/</a> |
| ② 調達ポータルヘルプデスクTEL | 0570-000-683 (ナビダイヤル)<br>03-4332-7803 (IP電話等の場合)                      |

ただし、参加申請及び応札の締切時間が切迫している等、緊急を要する場合には上記5まで連絡すること。

(9) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

◎ 様式等

- ・別記様式1 競争参加資格確認資料
- ・別記様式2 管理技術者の経歴等
- ・別記様式3 各主任担当技術者の経歴等
- ・別記様式4 協力事務所の名称等
- ・別記様式5 新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者等
- ・別記様式6 担当技術者の経歴等
  
- ・添付様式1 電子調達案件の紙入札方式での参加について
- ・添付様式2 入札書（紙入札方式）
- ・添付様式3 委任状
- ・添付様式4 辞退届
- ・添付様式5 競争参加資格等に係る申立書
- ・添付様式6 誓約書
- ・添付様式7 役員等名簿
- ・添付様式8 質問書
- ・添付様式9 工事仕様書交付申請書

(別記様式1)

## 競争参加資格確認資料

(業務名) 大久保宿舍解体工事監理業務

標記業務について競争参加資格確認資料を提出します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
兵庫労働局総務部長 殿

(提出者) 住所  
電話番号  
提出者名  
代表者 役職名 氏名  
(作成者) 担当部署  
氏名  
F A X  
E-mail

注) 契約担当官等の承諾を得て紙入札方式とする場合は、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金を貼った長3号封筒を提出資料と併せて提出すること。

また、電子調達システムで入札参加をする場合であって、特段の事情により競争参加資格等確認関係書類を電子データ化することができない場合は、MS-WORD (MS-WORD2010以下) で作成し、電子調達システムの手順に従い提出すること。

本処理を怠った場合、同システムでの入札ができなくなるので注意すること。

(別記様式1 添付書類)

1. 入札説明書4(2)の資格審査結果通知書の写し
2. 競争参加資格等に係る申立書(添付様式5)
3. 過去の業務実績を証明する書類(契約書、仕様書の写等)  
※入札説明書4(8)に定める要件を満たすことがわかる箇所を提出すること。
4. 別記様式2及び別記様式3に記載した技術者の資格を証明する書類(一級建築士免許証及び健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書等の写しを添付)  
※入札説明書4の(9)～(14)に定める要件を満たすことがわかる箇所を提出すること。
5. 「誓約書」(添付様式6)
6. 「役員等名簿」(添付様式7)
7. 紙入札方式による場合は、「電子調達案件の紙入札方式での参加について」(添付様式1)
8. その他 必要に応じ「委任状」(添付様式3)

※ 提出部数 各1部

(別記様式2)

管理技術者の経歴等

①氏名 ○○ ○○		②生年月日 ○年○月○日 (○ 才)		
③所属・役職 ○○○○設計事務所 ○○○○				
④保有資格等 実務経験年数 ( ○ ) 年 ・○級建築士 (登録番号:○○○) (取得年月日:○年○月○日) ・( ) (登録番号: ) (取得年月日: 年 月 日)				
⑤平成28年4月以降の公共建築工事標準仕様書を適用した工事又は準ずる仕様書を適用した工事の工事監理の実績				
業務名 (PUBDIS登録の有無)	発注者 (事業主)	受注形態	業務概要	施設完成 年月
○○○○○○○建築工事監理 業務(有無 コード:000000000000)	( )	・単独 ・共同体 ( )	・適用 ・準ずる 事務庁舎、RC-3、○○㎡ (○○○○○○○として従事)	
⑥手持業務の状況 (提出日現在の手持の工事監理業務)				
				合計 ( ) 件
業務名	発注者(事業主)	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○○○○○○ 建築工事監理業務	( )	・単独 ・共同体 ( )	事務庁舎、RC-3、○○㎡ (○○○○○○○として従事)	
	( )	・単独 ・共同体 ( )	( )として従事)	
	( )	・単独 ・共同体 ( )	( )として従事)	

(別記様式3)

各主任担当技術者の経歴等

担当分野：

①氏名 ○○ ○○		②生年月日 ○年○月○日 (○ 才)		
③所属・役職 ○○○○設計事務所 ○○○○				
④保有資格等 実務経験年数 ( ○ ) 年				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ( ) (登録番号：○○ ) (取得年月日：○年○月○日)</li> <li>・ ( ) (登録番号： ) (取得年月日： 年 月 日)</li> <li>・ ( ) (登録番号： ) (取得年月日： 年 月 日)</li> </ul>				
⑤平成28年4月以降の公共建築工事標準仕様書を適用した工事又は準ずる仕様書を適用した工事の工事監理の実績				
業務名 (PUBDIS登録の有無)	発注者 (事業主)	受注形態	業務概要	施設完成 年月
○○○○○○○建築工事監理業務 (有 無 コード 000000000000)	( )	・単独 ・共同体 ( )	・適用 ・準ずる 事務庁舎、RC-3、○○㎡ (○○○○○○○として従事)	
⑥手持業務の状況 (提出日現在の手持の工事監理業務)				合計 ( ) 件
業務名	発注者(事業主)	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○○○○○○ 建築工事監理業務	( )	・単独 ・共同体 ( )	事務庁舎、RC-3、○○㎡ (○○○○○○○として従事)	
	( )	・単独 ・共同体 ( )	( ) として従事	
	( )	・単独 ・共同体 ( )	( ) として従事	

(別記様式4)

協力事務所の名称等

事務所名		代表者名	
所在地			
協力を受ける理由及び具体的内容			
分担業務分野			

事務所名		代表者名	
所在地			
協力を受ける理由及び具体的内容			
分担業務分野			

事務所名		代表者名	
所在地			
協力を受ける理由及び具体的内容			
分担業務分野			

事務所名		代表者名	
所在地			
協力を受ける理由及び具体的内容			
分担業務分野			

(別記様式5)

新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者等

新たに追加する分担業務分野				
新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容				
分担業務分野を追加する理由				
主任担当技術者		①氏名 ○○ ○○		②生年月日 ○年○月○日 (○ 才)
③所属・役職 ○○○○設計事務所 ○○○○				
④保有資格等 実務経験年数(○)年				
・( ) (登録番号:○○○○○) (取得年月日:○年○月○日)				
・( ) (登録番号: ) (取得年月日: 年 月 日)				
⑤平成28年4月以降の公共建築工事標準仕様書を適用した工事又は準ずる仕様書を適用した工事の工事監理の実績				
業務名 (PUBDIS登録の有無)	発注者 (事業主)	受注形態	業務概要	施設完成 年月
○○○○○○○建築工事監理 業務(有無 コード:000000000000)	( )	・単独 ・共同体 ( )	・適用 ・準ずる 事務庁舎、RC-3、○○㎡ (○○○○○○○として従事)	
⑥手持業務の状況(平成 年 月 日現在の手持の工事監理業務) <span style="float:right">合計( )件</span>				
業務名	発注者(事業主)	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○○○○○○ 建築工事監理業務	( )	・単独・共同体 ( )	事務庁舎、RC-3、○○㎡ (○○○○○○○として従事)	
	( )	・単独・共同体 ( )	( )として従事)	
	( )	・単独・共同体 ( )	( )として従事)	



(添付様式1)

電子調達案件の紙入札方式での参加について

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
兵庫労働局総務部長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 件 名 大久保宿舎解体工事監理業務

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

---

3. 電子調達システムへの対応予定時期

---

(添付様式2)

## 入札書（紙入札方式）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
兵庫労働局総務部長 殿

住 所  
事 業 所 名  
代表者役職氏名  
又は代理人氏名

入札説明書及び契約書を承諾の上、仕様書に提示された内容について下記のとおり提出します。

件 名 大久保宿舎解体工事監理業務

入札金額（総価格） \_\_\_\_\_  
（消費税および地方消費税は含まない）

電子くじ番号  
（3ケタ）

--	--	--

※契約価格については、入札書に記載された金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額切り捨て）とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（業務委託料）の110分の100に相当する金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ）を入札書に記載すること。

※入札金額は算用数字で、数字の頭には¥（エンマーク）を、末尾には、－（ピリオドハイフン）を記載すること。

※電子くじ番号は、3ケタの数字を記入すること。記入がない場合は任意の番号を割当てることとし、異議は受け付けられないものとする。

(添付様式3)

## 委任状

私儀

今般 \_\_\_\_\_ を代理人と定め、次の入札及び見積りに

関する一切の権限を委任します。

記

入札件名 大久保宿舍解体工事監理業務

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

住 所

名 称

氏 名

---

## 代理人による入札にかかる留意事項

代理人をもって入札書の作成を行う場合には、下記により委任状を作成のうえ、入札書の提出期限までに提出してください。

### 記

1. 入札書の作成を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合。
  - (1) 委任状の委任者名はその法人の代表者名とし、代理人は入札を行う者です。
  - (2) 入札書の入札者は上記代理人です。
2. 入札書の作成を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合。
  - (1) 委任状は、
    - ①法人の代表者から、支店又は営業所等の長への1通。
    - ②支店又は営業所等の長から入札書の作成を行う代理人への1通の、計2通作成してください。
    - ア. 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所等の長に対し委任する際の委任状については、委任状の代表者はその法人の代表者名とし、代理人はその支店又は営業所等の長です。
    - イ. 同一法人の支店又は営業所等の長が更に他の者に委任する際の委任状については、委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所等の長とし、代理人は入札を行う者です。
  - (2) 入札書の入札者は上記(1)イ.の代理人です。
3. 入札者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができません。

(添付様式4)

## 辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
兵庫労働局総務部長 殿

所在地  
事業所名  
代表者名

この度下記件名につき御辞退申し上げます。

件 名 大久保宿舍解体工事監理業務

(添付様式5)

### 競争参加資格等に係る申立書

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応します。

この申立書に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

支出負担行為担当官  
兵庫労働局総務部長 殿

(添付様式6)

## 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1から3までのいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

#### 3 参加資格の適正化

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記（1）から（3）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

年 月 日  
住所（又は所在地）  
社名及び代表者名

※ 個人の場合は、余白に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員等名簿（様式7）を添付すること。

(添付様式7)

## 役員等名簿

事業所名

---

所在地

---

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。

個人の場合は、本様式の提出は要しない。

(添付様式8)

## 質 問 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
兵庫労働局総務部長 殿

下記入札案件について、質問がありますので質問書を提出します。

記

件 名	大久保宿舍解体工事監理業務
質問事項	(質問事項を具体的に記入する)

※ 質問書は、総務課会計第四係へ電子メールにより提出すること（提出後到着を電話等で確認すること）。TEL (078 - 367 - 9176)

※ 任意の様式でも可。代表者等の押印は不要。

(添付様式9)

## 工事仕様書交付申請書

令和 年 月 日

兵庫労働局総務部長 殿

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

大久保宿舍解体工事監理業務に係る工事分仕様書（設計図書を含む）について交付頂きたく申請します。

なお、交付された資料は代表者及び下記担当者が厳重に管理し、複写等を行わないことを誓約します。

### 記

担当者部署名	
担当者氏名	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	
予定参加方式	電子 ・ 紙 ・ 未定

(注) 資格審査結果通知書の写しを同封してください。

# 工事監理業務委託契約書

大久保宿舎解体工事監理業務

令和8年度

兵庫労働局

収 入  
印 紙

## 解体工事監理業務委託契約書

- 1 委託業務名称 大久保宿舎解体工事監理業務
- 2 履行期間 着手 令和8年 月 日  
完成 令和9年 3月26日
- 3 業務委託料 ¥0,000,000. -  
取引に係る消費税額 [内数] ¥000,000. -  
「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。
- 4 契約保証金 免除
- 5 建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

所在地 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー14階  
氏 名 支出負担行為担当官  
兵庫労働局総務部長 東尾 具紀

受注者

所在地  
氏 名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、工事監理業務委託仕様書（別冊の仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下「工事監理仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び工事監理仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下、「履行期間」という。）内に完了し、発注者はその業務委託料を支払うものとする。
  - 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第9条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
  - 4 受注者は、この契約書若しくは工事監理仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
  - 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、工事監理仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 8 この契約書及び工事監理仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
  - 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務計画の提出)

第3条 受注者は、この契約締結後 14 日以内に工事監理仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受領した日から 7 日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は工事監理仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 (削除)

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、この契約を履行する上で得られた設計図書等(業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は工事監理仕様書において指定した部分を第三者に委任してはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が工事監理仕様書において指定した軽微な部分を委任しようとするときは、この限りでない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(調査職員)

第8条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも同様とする。

2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

一 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

二 この契約書及び工事監理仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾及び回答

三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

四 業務の進捗の確認、工事監理仕様書の記載内容と履行内容の照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにおいてそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにおいては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、工事監理仕様書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第9条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 (削除)

3 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者等に関する措置請求)

- 第10条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第7条第2項の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
  - 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
  - 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

- 第11条 受注者は、工事監理仕様書の定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

- 第12条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等(以下、「貸与品等」という。)の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、工事監理仕様書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
  - 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 4 受注者は、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了、工事監理仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
  - 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(工事監理仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任)

- 第13条 受注者は、業務の内容が工事監理仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注

者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受注者は、業務を行うにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 工事監理仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - 二 工事監理仕様書に誤謬及び脱漏があること。
  - 三 工事監理仕様書の表示が明確でないこと。
  - 四 履行上の制約等工事監理仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
  - 五 工事監理仕様書に明示されていない履行条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会の上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は工事監理仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により工事監理仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事監理仕様書等の変更)

第15条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認められるときは、工事監理仕様書又は業務に関する指示（以下この条及び第17条において「工事監理仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、工事監理仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は必要があると認められると

きには、履行期間又は業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第17条 受注者は、工事監理仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき工事監理仕様書等の変更を提案することができる。

2 発注者は前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、工事監理仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により工事監理仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第18条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第19条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第20条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期

間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (履行期間の変更方法)

第21条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第18条の場合にあつては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (業務委託料の変更方法等)

第22条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### (一般的損害)

第23条 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（工事監理仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### (第三者に及ぼした損害)

第24条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害

の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（工事監理仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（業務委託料の変更に代える工事監理仕様書の変更）

第25条 発注者は、第13条から第17条まで、第19条、第20条、第23条又は第32条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて工事監理仕様書を変更することができる。この場合において、工事監理仕様書の変更内容は、発注者と受注者との間で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第26条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」いう。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の

検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完成とみなして前4項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第27条 受注者は、前条第2項の検査に合格した場合には、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による適法な請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第28条 (削除)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第29条 (削除)

(国債に係る契約の部分払の特則)

第30条 (削除)

(第三者による代理受領)

第31条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第27条又は第28条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(部分払金の不払いに対する受注者の業務中止)

第32条 削除

(債務不履行に対する受注者の責任)

第33条 受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履

行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、受注者がその責めに帰すべからざることを立証したときは、この限りではない。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第25条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第25条第3項又は第4項の規定により工事監理業務が完了した日から本件建築物の工事完成後2年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、工事監理業務完了の日から10年とする。
- 4 発注者は、工事監理業務の完了の際に受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、受注者の契約違反が工事監理仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (発注者の任意解除権)

第34条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第36条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (発注者の催告による解除権)

第35条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

##### 一 (削除)

- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 四 管理技術者を配置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第33条第1項の履行がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第36条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 (削除)
- 三 この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- 九 第38条又は第39条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建築（解体）工事監理業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しく

- は関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとして認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第38条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第39条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第15条の規定により工事監理仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- 二 第16条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第40条 第38条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第41条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 前項の規定にかかわらず、出来高部分がある場合において、発注者は、出来高部分に係る確認後、出来高部分に相応する業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額を受注者に支払わなければならない。なお、出来高部分に相応する業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第42条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 この契約の解除が第35条、第36条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第34条、第38条又は第39条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - 二 債務不履行があるとき。
  - 三 第35条又は第36条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
    - 一 第35条又は第36条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
    - 二 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに

帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
  - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第36条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 第44条 受注者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体

(以下「受注者等」という。) に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。) において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第45条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第38条又は第39条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第27条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額(百円未満切捨)を遅延利息として受注者に支払うものとする。

(保険)

第46条 受注者は、工事監理仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付し

ているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第47条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第48条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、契約書記載の調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第10条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手續を請求することができない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第49条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第50条 受注者は、受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第51条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときには、催告その他の手続を要せず、受注者に対する書面による通知により、本契約の全部または一部を解除することができる。

- 一 受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
  - 二 受注者が本契約締結以前に発注者に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する誓約書に虚偽があったことが判明したとき。
  - 三 受注者が、受注者又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第52条 前条の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、業務委託料（本契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約外の事項)

第53条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(別紙)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	
業務の種類、内容及び方法	

工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	
-------------------------------------	--

工事監理に従事することとなる建築士等
【氏名】： 【資格】：( ) 建築士 【登録番号】：
【氏名】： 【資格】：( ) 建築士 【登録番号】：
(建築設備の工事監理に関し意見を聴く者) 【氏名】： 【資格】：( ) 建築士 【登録番号】： ( )

※ 従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分 (一級、二級、木造)	( ) 建築士事務所
開設者氏名	法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

# 大久保宿舎解体工事監理業務仕様書

## I 業務概要

- 1 業務名称 大久保宿舎解体工事監理業務
- 2 対象施設の概要
  - (1) 対象施設名称 大久保宿舎
  - (2) 敷地の場所 明石市大久保町谷八木 1 1 9 1 - 5 1, 5 3
  - (3) 施設用途 平成 3 1 年国土交通省告示第九十八号別添二 第六号 第 1 類
- 3 対象工事の概要
  - (1) 工事名称 大久保宿舎解体工事
  - (2) 工事概要 宿舎建物及び付属工作物の解体及び撤去工事  
※重点工事項目
    - ア 石綿除去作業
    - イ 設備撤去
    - ウ 躯体解体工事
    - エ 地中埋設物撤去
    - オ 廃棄物処理
    - カ 近隣対策
  - (3) 建物規模
    - 1号棟 昭和42年築 RC-4 24戸  
建築面積285㎡ 延床面積1,140㎡
    - 2号棟 昭和45年築 RC-4 8戸  
建築面積107㎡ 延床面積426㎡その他、自転車置き場等
  - (4) 工期 契約日の翌日から令和9年3月26日(金)まで。  
なお、工事は令和9年3月15日(月)までに完了させること。

## II 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、設計業者が作成した「解体工事特記仕様書(1)～(3)」及び添付図面、並びに「建築物解体工事共通仕様書」(令和4年3月23日付け国営建技第11号、最終改定 令和4年5月10日国営建技第1号。以下「共通仕様書」という。)による。

### 1 工事監理業務の内容

一般業務は、共通仕様書「第2章 工事監理業務の内容」に規定する項目の他、次に掲げるところによる。各項に定める確認及び検討の詳細な方法については、共通仕様書の定めによるほか、調査職員(本仕様書において、発注者を指す。)の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

#### 一 工事監理に関する業務

- (1) 工事監理方針の説明等

- ( i ) 工事監理方針の説明
- ( ii ) 工事監理方法変更の場合の協議
- ( 2 ) 設計図書の内容の把握等
  - ( i ) 設計図書の内容の把握
  - ( ii ) 質疑書の検討
- ( 3 ) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告
  - ( i ) 施工図等の検討及び報告
  - ( ii ) 工事材料、設備機器等の検討及び報告
- ( 4 ) 対象工事と設計図書との照合及び確認

設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、立会い及び工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認により行うものとする。

ただし、石綿除去作業、地中埋設物撤去、躯体解体等の重要工程については、抽出によらず現地確認及び立会いにより確実に確認を行うものとする。

また、解体工事においては、施工計画書及び作業手順書に基づく施工状況について重点的に確認する。

( i ) 立会い確認

原則として、施工の各段階において、特に以下の工程について立会いを行うものとする。

- ア 石綿除去作業の開始時及び完了時
- イ 地中埋設物の撤去完了時（埋戻し前）
- ウ 躯体解体工事の主要工程
- エ 設備撤去（フロン回収を含む）の完了時

( ii ) 書類確認

施工計画書、作業手順書、各種届出書類、品質管理記録、作業環境測定結果、産業廃棄物処理に係るマニフェストのほか、各種関係法令に基づく届出書類の内容について確認するものとする。また、発注者が提示する各種調査結果（アスベスト等）との整合について確認すること。

( 5 ) 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

( 6 ) 石綿（アスベスト）に関する監理業務

本工事における石綿含有建材の除去にあたり、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- ア 事前調査結果及び関係法令に基づく届出内容の確認
- イ 作業計画書並びに施工要領の確認
- ウ 作業時の隔離養生、負圧管理及び湿潤化の状況確認
- エ 作業環境測定及び敷地境界測定の実施状況の確認
- オ 除去作業の開始時及び完了時の立会い
- カ 廃棄物の保管、運搬及び処分状況並びにマニフェストの確認

( 7 ) 地中埋設物に関する監理業務

本工事における地中埋設物の撤去にあたり、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- ア 掘削中における埋設物の有無及び状況確認
- イ 撤去範囲及び撤去深さの確認
- ウ 撤去完了状況の立会い（埋戻し前）
- エ 撤去記録写真の内容確認
- (8) 設備撤去に関する監理業務
  - 設備機器の撤去について、次に掲げる事項の確認を行うものとする。
  - ア 電気設備、機械設備の撤去状況の確認
  - イ フロン類の回収及び処理状況の確認
  - ウ 給排水設備の撤去状況の確認
- (9) 近隣対応に関する監理業務
  - 本工事における近隣対応について、次に掲げる事項の確認を行うものとする。
  - ア 周知方法（掲示、ポスティング等）の適正性の確認
  - イ 説明内容及び周知文書の内容の適正性の確認
  - ウ アスベスト除去作業等に関する周知実施状況の確認
  - エ 騒音・振動・粉塵対策の実施状況の確認
  - オ 苦情対応状況の確認
  - カ 重大な苦情が発生した場合の発注者への報告状況の確認
  - キ 周知内容の変更時における再周知の実施状況の確認
- (10) 家屋調査に関する監理業務
  - 本工事における家屋調査について、次に掲げる事項の確認を行うものとする。
  - ア 調査範囲及び調査方法の確認
  - イ 調査結果の内容確認
  - ウ 着工前及び完了後調査の実施状況の確認
- (11) 業務報告書等の提出
- (12) 設計変更の報告
  - 工事請負契約書第18条（条件変更等）に該当する変更が発生した場合は、工事着手前に調査職員へ報告し承諾を得ること。
  - 報告に当たっては、工事関係書類の書式にある「設計変更書類」により報告すること。

## 二 工事監理に関するその他の業務

- (1) 工程表の検討及び報告
- (2) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
- (3) 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等
- (4) 工事請負契約に定められた指示、検査等
- (5) 関係機関の検査の立会い等

### 二.二 追加業務

追加業務は、次に掲げる業務とする。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、調査職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合

には、速やかに調査職員と協議するものとする。

- ・ 工事契約に関する事務

工事契約に関する事務のうち、次に掲げるもの。

- 1) 入札参加者からの質問に対する回答案作成
- 2) 入札説明会への同席、及び工程や技術的事項等、設計図書に関する説明
- 3) 競争参加資格の確認及び参加がないと認められた者への回答の補助
- 4) 低入札価格調査における、技術的観点からの調査及び評価の補助
- 5) 工事請負契約書の確認の補助
- 6) 工事完成後の工事成績評定の補助

- ・ 関連工事の調整に関する業務

対象工事が複数の工事の受注者等に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて工事の受注者等の協力を受けて調整を行うべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。

- ・ 施工計画等の特別の検討・助言に関する業務

現場、製作工場などにおける次に掲げる特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的に検討し、工事の受注者等に対して助言すべき事項を調査職員に報告する。

- ・ 設計意図の伝達に関する業務

ア 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等業務

イ 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等業務

ウ 保全に関する資料の助言、作成

- ・ 完成図の確認

- 1) 設計図書の定めにより工事の受注者等が提出する完成図書（工事写真、マニフェスト、各種報告書等を含む）について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を調査職員に報告する。
- 2) 前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、工事の受注者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。

### 三 工事監理者

2（2）に規定する管理技術者等の中から調査職員が認める者を建築基準法第5条の4第4項に基づく工事監理者とする。

## 2 業務の実施

### （1）適用基準等

本業務に適用する基準等は以下のとおりとする。

- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 対象工事の設計図書（※貸与）

(2) 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、適切な管理技術者及び主任担当技術者を配置した体制とする。

a. 管理技術者

管理技術者は、次の要件を満たす者とする。なお、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・ 一級建築士
- ・ 解体工事又は改修工事の工事監理業務実績を有すること。
- ・ 10年以上の工事監理の実務経験相当の能力を有すること。

b. 建築設備担当技術者

電気設備又は機械設備に関する知見を有する者を配置すること。

c. 主任担当技術者

主任担当技術者は、建築、電気設備及び機械設備の各分野について配置するものとし、当該分野において5年以上の工事監理の実務経験を有する者とする。

なお、本業務の実施にあたっては、石綿に関する知識を有する者を配置又は関与させることとする。

(3) 提出書類等

a. 次に掲げる書類等の提出場所

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14F

提出書類等	部数	製本形態
業務計画書	1部	A4ファイル綴じ
業務報告書	1部	A4ファイル綴じ

(4) 打合せ及び記録

a. 調査職員と受注者との打合せについては、次の時期に行う。

- 1) 業務着手時
- 2) 業務計画書に定める時期
- 3) 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- 4) その他（ ）

b. 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、工事の受注者等と定期的かつ適切な時期に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

(5) 業務計画書

a. 業務一般事項

- 1) 業務の目的

業務の目的及び適用範囲について明確にすること。

2) 適用基準類

本業務に適用する基準等について整理すること。

3) 業務計画書の変更

業務計画書に変更が生じた場合の対応方法について記載すること。

b. 業務工程計画

業務工程計画は、対象工事の実施工程との整合を図り作成するものとする。

なお、工事の受注者等から提出される実施工程表の内容を十分に確認のうえ作成し、必要に応じて当該工程表を参考資料として添付すること。

c. 業務体制

1) 受注者側の管理体制

受注者は、本業務の実施体制及び組織について明確にした資料を作成すること。

2) 業務運営計画

現場定例会議への参加体制、打合せ方法、連絡体制その他業務運営に関する事項を記載すること。

3) 管理技術者等の経歴

管理技術者及び担当技術者の経歴、保有資格及び業務実績について記載すること。

4) 業務フロー

業務の実施手順及び関係者との連絡体制について記載すること。

d. 業務方針

仕様書に定められた工事監理業務内容に対する実施方針を記載すること。

特に重点的に監理を行う項目及び留意事項について明確にすること。

(6) 資料（対象工事の設計図書等）の貸与及び返却

貸与場所（兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14F）

貸与時期（ 業務着手時 ）

返却場所（兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14F）

返却時期（ 2週間以内 ）

(7) 関係機関への手続き等

建築基準法等の法令に基づき発注者が行う手続きに必要な書類の原案を作成し、調査職員に提出する。

関係機関等の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類の原案を作成し調査職員に提出し、検査に立会う。

(8) 検査

a. 業務完了届

業務完了時には、業務完了届を提出するものとする。

b. 業務報告書

業務報告書は、以下の内容を含むものとする。

- ・ 月間業務計画及び実施状況

工事の受注者等が提出した工程表を踏まえ、月間の業務計画及び実施状況について整理すること。

・ 報告書

工事の受注者等から提出された協議書、施工図等の資料について、検討内容及び指摘事項を整理すること。

・ 打合せ議事録

調査職員及び工事の受注者等との打合せ結果について記録を作成すること。

・ 月報

月間の主要な業務実施内容について簡潔に整理すること。

・ 日報

日々の業務内容について簡潔に記録すること。

(9) 図面等の情報の適正な管理

- a. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、図面等の情報を適切に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

なお、図面等とは、下記①②をいう。

① 次に該当する図面、特記仕様書等

1) I 3 に規定する対象工事の設計図書

2) II 2 (3) a. に規定する本業務の提出書類等（未完成の提出書類を含む。）

3) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの。

② 工事関係図書のうち、施工図等、工事写真その他施設の内容について表示された図書等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

1) 発注者の承諾無く、図面等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。

2) 業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

3) 図面等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。

4) サイバー攻撃に対して、情報漏洩防止のための必要な措置を講ずる。

5) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、II 2 (6) により発注者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。

6) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されると

おり秘密の保持が求められるものとなるので特に取り扱いに注意する。

- b. 図面等の情報の紛失、盗難等が生じたとき又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- c. 上記a. 及びb. の規定は、契約終了後も対象とする。
- d. 上記a. b. 及びc. の規定は、協力者等についても対象とする。

(10) その他

a. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。協力者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2) 1) により警察に通知又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 3) 1) 及び2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

b. 石綿障害予防規則等関係法令を遵守し、適切に対応すること。

c. 工事着手前及び工事期間中は、必要に応じて、発注者及び工事請負者とともに、周辺自治会及び周辺住民に対し工事説明を行う等、工事が円滑に進むように努めること。

d. 監理頻度等

定例打合せ及び巡回は、原則として週1回以上実施する。ただし、アスベスト除去、躯体解体、地中埋設物撤去等の主要工程においては、必要に応じて適宜実施するものとする。また、必要に応じて臨時の打合せを実施するものとする。

e. 本業務契約後、必要に応じて設計業者から意図伝達を受けるものとする。

f. 工事にかかる設計図書が必要な場合は、入札説明書に従い交付申請を行うこと。なお、設計図書の交付は、入札参加者に限ることとし、開札後直ちに返却すること。

g. 契約業者への支払いは、適法な請求書を受領した日から30日以内に対価を支払うものとし、支払方法は契約業者が指定する金融機関口座への振り込みとする。

h. 契約関係書類の扱いについて

- 1) 担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
- 2) 契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

i. 契約事業者は、特記仕様書をはじめ、当局が提示する契約条項を遵守するこ

と。

j. 軽微な変更の取扱いについて

設計図書に定める施工内容について、現場状況等により合理的かつやむを得ない軽微な変更が必要となる場合は、その変更内容が設計意図を逸脱せず、かつ機能・品質及び安全性を損なわない範囲において、監理者の判断により対処すること。ただし、その内容及び影響について整理のうえ、事前に発注者へ報告し承諾を得ること。

k. 工期延長に伴う監理費用の取扱いについて

対象工事の工期が延長された場合であっても、その延長が受注者の責によらず、かつ特段の事情がない限り、本業務に係る監理費用の増額は行わないものとする。